

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成17年10月19日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第19条に基づき、「(仮称)犬蔵地区3街区集合住宅計画」に係る条例環境影響評価準備書の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	東京急行電鉄株式会社 取締役社長 越村 敏明 東京都渋谷区南平台町5番6号
	指定開発行為の名称	(仮称)犬蔵地区3街区集合住宅計画
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第3種行為) 住宅団地の新設(第3種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市宮前区犬蔵二丁目地内(犬蔵土地区画整理事業区域内) (開発区域面積:16,360.87㎡)
	指定開発行為の目的	共同住宅の新設(地上5階)
	指定開発行為の内容	計画戸数:343戸、計画人口:1,035人、最高高さ:14.95m 建築面積(合計):8,249.00㎡、延床面積:40,539.00㎡
	指定開発行為の施行期間	着手予定:平成18年7月 完了予定:平成19年12月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成17年10月19日(水)~平成17年12月2日(金) (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く) 時間:午前8時30分から午後5時まで (横浜市は午前8時45分から午後5時15分まで)
	縦覧場所	川崎市:宮前区役所・宮前区役所向丘出張所及び本庁 (環境局環境評価室) 横浜市:青葉区役所及び横浜市役所(環境創造局環境影響評価課)
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 提出された意見書は個人情報等を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限:平成17年12月2日 (郵送の場合は、平成17年12月2日消印有効) 意見書の用紙:それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044(200)2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm